

令和8年1月27日

新1年生保護者 各位

文京区教育委員会
学務課長

文京区における給食の提供について

区では、学校給食法に基づき、児童・生徒の心身の健全な発達と、食に関する正しい理解と適切な判断力を養うための食育を目的として給食を提供しています。提供にあたっては、様々な食材を取り入れ、厳しい衛生管理のもと各校の給食室で調理しております。

諸事情で給食を辞退する場合は、学校へお申し出ください。給食を辞退し、弁当等を持参される場合には、衛生管理等につきましても保護者の判断と責任においてお願いいたします。

また、飲用牛乳（200ml）について、食物アレルギー、乳糖不耐等の理由で辞退する場合は、一人分パックのお茶を代わりに提供しています。「飲用牛乳辞退及び代替飲料申請書」を提出していただきますので、学校へお申し出ください。その場合は学校給食で牛乳から摂る栄養のエネルギー、カルシウムなどが不足しますので、ご家庭で補っていただくよう、ご注意ください。

なお、本区の学校給食費は無償化しており、保護者からの徴収は行っておりません。常態として給食を辞退される場合は、給食費相当額の補助制度がございます。6月頃、対象のご家庭へ申請書を郵送しますので、ご申請をお願いいたします。

給食無償化・補助に関すること : 学務課給食給付担当 5803-1959
給食の献立・飲用牛乳に関すること : 学務課給食指導担当 5803-1299